

11 社会生活力の向上

1 身体障害者更生相談室の巡回相談

身

県立総合リハビリテーションセンターにおいて、医師・理学療法士・義肢装具士・ケースワーカー等によるチームを編成し、各地を巡回して、身体に障がいのある方の補装具の判定、その他相談に応じます。

利用できる方	身体に障がいのある方で各種の判定、相談等を受けたい方
相談、判定等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具の相談、判定、適合判定 ・その他更生相談に関すること
窓口	市町村障がい福祉担当課

2 在宅重度身体障害者訪問診査

身 知

市町村が、医師・看護師・機能訓練士・身体障害者福祉司等によるチームを編成し、重度の身体障がい者の家庭を訪問し、健康診査、機能訓練指導、生活指導、その他各種の相談に応じます。

利用できる方	身体障害者更生相談室が実施する巡回相談に参加することが困難な在宅重度身体障がい者
窓口	市町村障がい福祉担当課

3 音声機能障がい者発声訓練

身

疾病等により喉頭を摘出した方に、食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を行います。

利用できる方	音声機能障がい者
事業の実施場所	長野：長野赤十字病院 松本：信州大学医学部附属病院 佐久：佐久総合病院 諏訪：諏訪赤十字病院 飯田：飯田市立病院
窓口	長野県信鈴会

4 視覚障がい者社会生活訓練

身

中途失明者への点字指導等のほか、社会生活に必要な知識の習得に関する講座を開催します。

利用できる方	視覚障がい者
事業の内容等	<ul style="list-style-type: none">・ 中途失明者に訓練指導員を派遣し、感覚訓練、点字指導、盲人用具の使用、歩行指導等を行います。(おおむね6か月)・ 歩行訓練、身辺や家事管理、コミュニケーション、福祉機器の活用方法等に関する知識の習得の講座を開催します。
窓 口	(福) 長野県視覚障害者福祉協会

5 聴覚障がい者社会生活訓練

身

社会生活に必要な知識の習得(講座の開講)や交流会等を行います。

利用できる方	聴覚障がい者
事業内容等	社会生活教室等
窓 口	(福) 長野県聴覚障害者協会

6 精神障がい者の支え合い活動支援

精

当事者支援員が精神科病院や入所施設に入院・入所する障がい者や退院・退所後間もない障がい者及びその家族に対する面接及び訪問等による相談支援を行います。

利用できる方	精神障がい者及びその家族等
窓 口	長野県ピアサポートネットワーク 〒380-0838 長野市県町 460-2 長教ビル 2階 203 電話 026-219-2780 F A X 026-219-2740

7 精神保健福祉相談事業

精

精神保健の向上を図るため、精神障がい者及び家族等に対し健康相談、家庭訪問等を行います。

利用できる方	精神障がい者及びその家族等
窓 口	保健福祉事務所(長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市保健所)

8 ヘルプマーク・ヘルプカードについて



(1) ヘルプマーク

<ヘルプマークとは>

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークです。

ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていることを知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮を必要としていることに気づいてもらう効果」があります。

- ・ヘルプマークは、赤地に白字のプラスマークとハートマークです（画像①）。
- ・「ヘルプマーク」は、マーク本体（吊り下げバンド付き）、裏面貼付用シール、説明書の3点を1セットとして配付しています。
- ・吊り下げバンドを利用し、鞆等から吊り下げてご利用ください（画像②）。
- ・裏面貼付用シールには、周囲に伝えたい情報や必要とする支援内容を記入することができます（画像③）。



画像①
ヘルプマーク



画像②
ヘルプマークの使用例

私は皆さんの支援が必要です。
下記に連絡して下さい。
私の名前
連絡先の電話 1
呼んで欲しい人の名前
連絡先の電話 2
呼んで欲しい人の名前

画像③
裏面貼付用シールの利用例

<ヘルプマークをもらうには>

対象者からの申出により、次のとおりヘルプマークを配付します。

対象者	義足や人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方などであって、 <u>外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている長野県内にお住まいの方</u> （障害者手帳や病状等を証明する書類の提示は必要ありません）
配付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村福祉担当窓口 ・ 県保健福祉事務所（県内 10 か所） ・ 県精神保健福祉センター ・ 県総合リハビリテーションセンター ・ 県立病院（県立信州医療センター、県立こころの医療センター駒ヶ根、県立阿南病院、県立木曽病院、県立こども病院） ・ 県庁障がい者支援課

※ 数に限りがありますので、配付はお一人につき1個とさせていただきます。

※ 申込は、本人又はその家族に限ります。

※ 窓口への来所が困難な方には、郵送での配付を行っております。お近くの配付窓口まで御相談ください。なお、郵送の場合は、返信用封筒と返信用切手（94円）が必要となります。

※ ヘルプマークの趣旨に沿った、適切な利用をお願いします。

※ 配付に際し、任意のアンケート依頼をさせていただきます。

(2) ヘルプカード

<ヘルプカードとは>

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載するカードです。

<カードの使い方>

障がいのある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

ヘルプカードは折りたたんで、カードケース等に入れてご利用ください。

【ヘルプカードの活用場面】

ヘルプカードは、こんなときに役に立ちます。

(災害のとき)

- ・ 災害が発生したとき
- ・ 災害に伴う避難生活が必要なとき

(緊急のとき)

- ・ 道に迷ってしまったとき
- ・ パニックや発作、病気の時

(日常的に)

- ・ ちょっとした手助けがほしいとき

あなたの支援が必要です。	
ヘルプカード	
長野県	
年 月 日記入	
(ふりがな)	
氏名	(男・女)
住所	
連絡先	
e-mail	
生年月日	血液型
年 月 日	型 (Rh + -)
【医療などの情報】	
障がい名 (病名)	
医療機関 (かかりつけ)	医療機関名： 電話番号： 担当医：
緊急連絡先	名前 () 関係() 電話番号：
【お願いしたいこと】	

ヘルプカード

(3) ヘルプカードを利用される方は

ヘルプカードを利用される方は、下記ホームページからダウンロードし、使用してください。

【ホームページ URL】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/helpmark/helpcardgaiyo.html>

【ホームページの2次元バーコード】



お問い合わせ先	県庁障がい者支援課 電話：026-235-7104 FAX：026-234-2369 E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp
---------	--

★長野県立総合リハビリテーションセンターのご案内

総合リハビリテーションセンターは、障がいのある方の医療・福祉相談や必要な判定を行う身体障害者更生相談所、身体障がいのある方、視覚障がいのある方、高次脳機能障がいのある方に訓練を提供するための障害者支援施設、治療用装具・補装具の製作・修理を行う補装具製作施設、整形外科・脳神経内科を中心とした医療と必要な機能回復訓練等を提供する病院の4つの機能を併せもつ複合施設です。また、高次脳機能障害支援の拠点病院となっています。

(1) 更生相談室

判定業務	市町村からの依頼を受け、専門的・技術的立場から補装具費支給についての判定や自立支援医療（更生医療）の要否の判定等	
相談業務	更生相談	身体障がいのある方の全般的な相談
	巡回相談	障がいの状況や地理的理由で、来所できない障がいのある方への利便を図るため、県内各地に出向いて相談 ※2022年度の予定はホームページをご覧ください。
身体障害者手帳の交付	身体障害者手帳の審査・発行（中核市を除く） （申請は、市福祉事務所、町村障がい福祉担当課へ）	

(2) 障害者支援施設

<自立訓練（機能訓練・生活訓練）>

身体機能または生活能力の維持向上、社会復帰のために必要なサービスを提供

対象	身体障害者手帳をお持ちの方や高次脳機能障害のため精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または、高次脳機能障害と診断された方（要診断書）	
定員	機能訓練	62名
	生活訓練	6名
利用期間	機能訓練	市町村がサービス支給決定した期間で18ヶ月以内（頸髄損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある方は最長3年間）
	生活訓練	市町村がサービス支給決定した期間で24ヶ月以内

<就労移行支援>

就労に必要な知識及び能力向上のためのサービスを実施

対象	身体障害者手帳をお持ちの方 高次脳機能障害のため精神保健福祉手帳をお持ちの方、または、高次脳機能障害と診断された方（要診断書）（65歳未満の方が対象）
定員	6名
利用期間	市町村がサービス支給決定した期間で24ヶ月以内

<生活介護>

常時介護を必要とする方に、入浴・排泄・食事の介護等のサービスを提供

対象	身体障害者手帳をお持ちの方（該当する障害支援区分の認定を受けていることが必要）
定員	6名
利用期間	市町村がサービス支給決定した期間

上記、4つの昼間実施サービスは、短期入所や通所でも利用することができます。

<施設入所支援>

対象	昼間実施サービスを利用される方で、通所による利用が困難な方（市町村の障害支援区分の認定が必要）
定員	60名
利用期間	昼間実施サービス提供期間内

<短期入所（ショートステイ）>

認定された期間、居住の場を提供

対 象	身体障害者手帳をお持ちの方 障害支援区分認定を受けていることが必要（介護保険施設利用が優先となる場合もあります）
定 員	4名
利用期間	お住まいの市町村の認定した期間

昼間実施サービスと併せて利用することができます。

<その他の特徴>

・自動車運転訓練

障がい者用改造車で、上肢による運転操作、片上下肢による運転操作などを訓練します。

取得訓練	主に身体障がい者用に改造された教習車を必要とされる方を対象にしています。 (免許証に限定条件が必要ない方は、一般の自動車教習所での教習が可能であるため)
習熟訓練	既に免許証をお持ちの方で、障がいのため運転に対する不安がある方について、 所内の運転訓練場での訓練を経た上で、所定の一般道路での訓練を行います。

・模擬会社「ふるさと社」活動

高次脳機能障害の方で、就労を目指す方や社会生活を営むことを目的とする方に、模擬会社での活動を通じ、高次脳機能訓練及び職業準備訓練を行います。

・パソコン訓練

初心者ではWord、Excelの基本から、上級者にはAutoCAD操作等を訓練します。

・計画相談支援

主として当施設利用者のうち必要な方を対象に、サービス等利用計画を作成します。

(3) 補装具製作施設

対 象	治療用装具（医療保険）、補装具の製作・修理を希望する方
手続き	治療用装具（医療保険）が必要な方は、外来診療予約をお願いします。 身体障害者手帳をお持ちの方は、市町村の福祉担当課、労災保険が適用される方は労働局にご相談ください。

(4) 病 院

対 象	身体の障がいの軽減や障がい発生の未然防止の医療が必要な方
常勤医師	整形外科医3名、脳神経内科医1名、麻酔科医1名、泌尿器科医（非常勤医）1名（月2回）
外 来	完全予約制 予約受付：月曜日～金曜日、午後1時～午後4時 ※予約の受付は、土・日・祝祭日は行っていません
病 棟	2病棟（80床） 整形外科手術治療、脳神経内科、整形外科の医療、リハビリ訓練

(5) 高次脳機能障害支援拠点病院

北信地区の拠点病院の指定を受け、病院・施設等が連携し、高次脳機能障害の相談や診断、家族支援を行うとともに、高次脳機能障害への理解を深めるため研修会を実施。

（他の高次脳機能障害の拠点病院については、108ページをご覧ください。）

お問い合わせ先	長野県立総合リハビリテーションセンター 所在地 〒381-8577 長野市大字下駒沢 618-1 電話 026-296-3953（代表） F A X 026-296-3943
---------	---